



配布：一般  
E/CN.4/2006/17  
2006年2月13日

## 人種主義、人種差別およびあらゆる形態の差別

# 世界各地におけるムスリムとアラブ人の状況

## 現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容の 特別報告者ドウドゥ・ディエン氏による報告

< 仮訳：部落解放・人権研究所 >

### 概括

この報告書は「現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容の特別報告者に、世界各地のムスリム（訳注：イスラム教徒）とアラブ人の状況を引き続き調査するよう要請する」とした2005年4月12日の人権委員会決議2005/3（パラ16）に従って提出される。それに応じて、特別報告者のイニシアチブにより、国連人権高等弁務官事務所とFundacion Tres Culturas（三文化財団）はこの主題で専門家セミナーを開催した。この報告書は、そのセミナーの結論と勧告およびその他の会合や情報源を基にしている。特別報告者は、この課題の口上書が高等弁務官事務所より回状されたにもかかわらず、加盟国からの情報提供がないことを残念に思う。

報告は基本的に次のように結論づけている：

- 世界の大部分の地域において、ムスリムとアラブ人への差別の発現と表現、および彼らの礼拝や文化に関する場所への暴力行為が深刻に急増してきている。
- これら発現の中心的テーマはイスラム教、すなわち宗教そのものと、その信者への敵意である。
- イスラム教の政治問題化は知識人が議論の中で公然と行っているイスラム嫌悪の確証と混合している。
- イスラム教はテロリズムと同一視され、ムスリム教育の管理や礼拝や集会の場所の監視を通して、主に安全の角度より、過剰な神経が封じ込めに注がれている。

イスラム嫌悪との闘いは、政治当局の側に政治的意思を求めているだけではなく、反ユダヤ主義やキリスト教嫌悪を含むあらゆる形態の宗教の誹謗中傷と闘う努力の文脈において、今日深刻に広がるイスラム嫌悪を理解することを求めている。

## 目次

	パラグラフ
はじめに	1-4
I. 国家からの回答	5-13
II. アラブ人およびムスリムに対する差別と敵意の発現	14-22
III. デンマークの新聞に掲載された預言者ムハンマドの風刺画	23-32
A. 政治的および思想的文脈	26-29
B. デンマーク政府とノルウェイ政府の立場	30-32
IV. 結論と勧告	33-41

## はじめに

1. 「宗教の誹謗中傷と戦う」と題した2005年4月12日付け決議2005/3のパラグラフ16において、人権委員会は、「現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連のある不寛容の特別報告者に、世界各地にいるムスリムとアラブ人の状況と、2001年9月11日の事件の余波で、彼らが裁判へのアクセス、政治参加、文化の尊重、礼拝場所・文化センター・事業および財産への実質的な襲撃や攻撃等の関係で直面している差別について、引き続き調査を行い、その状況を改善するために勧告を行うよう要請」した。

2. 以前の報告書で、特別報告者は、人権委員会決議2004/6と2005/3から手掛かりをつかみ、2001年9月11日の悲劇的事件と、世界中で起きているムスリムとアラブ人に対する暴力と差別の発現の急速な高まりとの直接的な関係を強調した。この文脈において、イスラム教はテロリズムと同一視され続け、ムスリムの宗教順守とムスリム自身は、法律や差別的な司法、行政の慣行におけるだけではなく、イスラム嫌悪の知的および思想的確認を通して、セキュリティ問題として見なされ続けている。

3. イスラム嫌悪の高まりはますます社会を分断し、国内政治に入り込み、国際関係を不安定にして悪化させている。国内的には、多数の国におけるムスリムとアラブ・マイノリティの大集団の存在は、イスラム嫌悪のあらゆる発現を、コミュニティ間の敵対の源に変え、国の統一を損ねている。強力なムスリムのアイデンティティをもつ国や国民の政治的、人口学的および経済的重要性は、世界中で高まりつつあるイスラムへの敵対的な風潮と合わせ、文明と宗教の衝突を引き起こしている。

4. 委員会の要請を追跡しながら、また特別報告者のイニシアチブで、国連人権高等弁務官事務所とFundacion Tres Culturas（三文化財団）は共同でセミナーを準備し、世界各地の専門家と様々な文化および宗教を一堂に集め、2001年9月11日事件後の、イスラム嫌悪と世界各地におけるムスリムとアラブ民族の状況に特に焦点を絞りながら、宗教の誹謗中傷について議論をした。2005年11月18・19日スペインのセヴィルで開かれたこのセミナーは、委員会のために、この現象の根本的な原因、発現および表現を調査し、持続的な解決策を特定するという特別報告者の願いを叶えた。セミナーが出した結論と勧告は、その他の会合や情報源と共に、この報告書の基礎となっている。

### I. 国家からの回答

5. 以前の報告書にあるように、特別報告者は、2001年9月11日の事件の後、世界中で起きているムスリムとアラブ人に対する人種主義的あるいは差別的行為に関して、特別報告者が自由に使える信頼できる情報がほとんどないことについて、政府の注意を喚起する。

特別報告者は、政府に、この問題にさらに効果的に取り組むために、人種主義と差別の重要な分析に信頼ができて、系統的で比較できる統計数字の必要性を指摘する。

6. ベラルーシ共和国の“良心の自由と宗教組織に関する法律”は、ベラルーシの人々の歴史

を形づくる上でイスラムが果たした役割を認知している。ベラルーシ当局によれば、3 万人以上のムスリムがベラルーシに住み、その内の 12,500 人はタタールマイノリティに属している。国内には 23 のスンニ派コミュニティと 1 つのシーツコミュニティがあると報告されている。アイヴィ、ノボグルドック、スロニム、ヴィジ、スミロヴィッチにある 5 つの寺院を含み 7 つの礼拝場所がある。それとは別の寺院がミンスクで建設中である。ベラルーシの治安局は、ムスリムのコミュニティや礼拝場所あるいは財産が巻き込まれた事件を何も報告していない。

7. アメリカ合衆国当局は、2001 年 9 月 11 日のテロリスト攻撃の直後、政府が在米のムスリムやアラブ人に対するバックラッシュの可能性を予測したことを示した。数日以内に、大統領と検事総長や FBI 長官など省庁の長官が、アラブ人とムスリムに対する暴力と差別を公然と強く非難した。9・11 の悲劇以降、政府は、アラブ人とムスリムの人権尊重を保障する上で大きな進展を見せ、浮上した問題に対処するために強硬措置をとってきた。

8. 9・11 の事件後すぐ、司法省の公民権部は、9・11 後のバックラッシュと闘うために、特別な取り組みの陣頭指揮を執った。この取り組みのもと、政府は、個人が侵害を通報できる方法は充分あることと、それらケースは迅速に処理されることを保障し、“ポスト 9・11 民族的出身差別特別顧問”と“宗教差別特別顧問”をそれぞれ一人ずつ指名し、アラブ、ムスリム、シーク教徒、南アジア系のアメリカ人に対する公民権侵害と闘うという決意を表わした。

9. 9・11 以降、司法省はアラブ人とムスリムに対する 675 件以上の犯罪事件申し立てを調査してきた。連邦政府は 26 の事件を摘発し、24 人の被告が有罪判決を受けた。2005 年 8 月現在、12 の連邦裁判所での事件が裁判あるいは判決を待っている。加えて、州および地方当局がアラブ人あるいはムスリムが被害者として関わる 150 以上の事件を、刑事訴追にもちこんだ。司法省による訴追事件には、人や財産への深刻な危害・損害をもたらした事件だけではなく、電話、郵便、Eメールによる脅しや未遂となった暴力的な攻撃計画も含まれる。

- ・ 2003 年 カリフォルニア州サクラメントでのシーク教徒の郵便配達員襲撃
- ・ 2003 年 2 月 フロリダ州タラハシーのイスラム中央寺院の器物損壊
- ・ 2002 年 5 月 ワシントン州シアトルのイスラム・イドリッス寺院内駐車場の車数台への放火未遂
- ・ 2001 年 9 月 ユタ州ソルトレイク・シティのパキスタン系アメリカ人経営のレストランへの放火未遂
- ・ テネシー州アルコアでの 2 人のインド人ホテルマネージャに対する人種的動機による攻撃
- ・ テキサス州カウンツでパキスタン人男性が所有するガソリンスタンドの全焼
- ・ 2004 年 9 月 テキサス州エルパソのイスラムセンターへの 2 個の爆発物の投げ入れ

10. 2001 年 9 月 11 日以降、司法省公民権部は米国のムスリム社会に対する 2 件の未遂の共同謀議を調査してきた。一つはフロリダ州セント・ピーターズブルグのイスラム教育センターに対するもので、もう一つは、ロサンゼルス市の寺院を含む、様々なムスリム関連の場所や個人に対するものであった。

11. 2001年9月11日以降、司法省は、アラブ人やムスリムの個人あるいは団体に対する脅しを含む13の事件を訴追してきた。これらには、電話あるいはEメールによる殺しや攻撃の脅しを含んでいる。犯人は逮捕され、裁判に付されて重罪を言い渡されている。

12. 2001年9月11日以降、雇用均等委員会（EEOC）は、アラブ人およびムスリムに対する嫌がらせや差別に対処する措置をとってきた。これらの努力を認め、全国レベルのNGOであるアメリカ・アラブ反差別委員会は、EEOCに賞を授与した。2001年9月11日から2005年9月11日までの間、EEOCはポスト9・11のバックラッシュ就職差別を申し立てたケース984件を告訴し、その内、120件で侵害があったことが確認された。

13. その他多数の省庁が、アラブおよびムスリムのコミュニティに対する差別と闘うべく措置をとった。2001年9月19日、教育大臣はすべての校区と単科・総合大学に、民族的出身だけを理由にした無実の人々への暴力や嫌がらせは容認されてはならないことを述べた公式文書を出した。住宅・都市開発省（HUD）も、住宅に関する問題でアラブ人やムスリムに対する差別を防止する措置をとった。

## II. アラブ人とムスリムに対する差別と敵意の発現

14. 2001年9月11日の事件に続いて、一部の国々においてムスリムやアラブ人に対する暴力事件が多発した後、特別報告者は、差別はより陰湿になるとともにより見えにくくなったことに注目した。「人種プロファイリング」と同時に、差別はより微妙な形態へと進化した。多くの国のリーダーたちが民族マイノリティに対するあらゆる形態の犯罪的暴力を非難したが、多くの国々は、そうしたマイノリティを「管理」して「監視」するために特定の作られた法律あるいは行政措置を導入し、それにより彼らにさらに汚名を着せ、彼らが受ける差別を合法化したことは疑いない。

15. 特別報告者が受けた情報によれば、ムスリムとアラブ人コミュニティに対する差別は様々で、時には累積的な形態をとる。さらには、特別報告者の以前の報告書（E/CN.4/2005/18/Add.4）で言及された懸念される動向は確認されたように思える。

16. 特別報告者は、安全保障、不法移民、あるいは世俗主義の原則の厳格な適用など、もっともらしい理由を様々につけ、コミュニティに汚名を着せる国内政策や法律の風潮があることに注目してきた。これら3つの要素がそれら法律に内在する差別を増幅させる。民主諸政党の政治プログラムにおける極右人種主義と外国人嫌悪の綱領の重要性は、これら条文の差別的性質を主流化して合法化する。現在の支配的な政治および思想的情况において、これら条文がたとえいずれかの特定のコミュニティや宗教を明示的に標的にしていなくとも、知識人の発言やメディアの論調はイスラムやムスリムにますます関心を集中させていく。同様に、国、地方そして自治体当局は、これら政策と法律を本来意図されているよりもさらに広義に解釈して適用している。

17. イスラム嫌悪の高まりは、現在ヨーロッパにおいて最も警戒すべき状態にある。2つの具体的な要素がこれを物語る。すべての宗教および伝統宗教と同様に、イスラムは宗教順守の衰

退の犠牲者だけではなく、宗教全般に対してますます狭量になる世俗主義というブランドの台頭の犠牲者でもある。そして、その他のいかなる宗教よりもずっと顕著に、反イスラムは古代よりヨーロッパのアイデンティティを構成する中心的要素となってきた。中世の十字軍と 15 世紀のキリスト教によるアンダルシア地方の軍事的、文化的、宗教的、政治的な再征服は、歴史的によく知られている例である。ヨーロッパのキリスト教の遺産をヨーロッパ憲法草案に盛り込む提案や、トルコの EU 加盟（一部の国は“クリスチャン・クラブ”に限定したいと思っている）を阻止するために使われたムスリム・アイデンティティに関する議論は、イスラムに敵対的なヨーロッパの知的、政治的伝統を今日的に具現している。歴史的に、イスラム嫌悪はヨーロッパに深い根をはってきた。人種主義的で外国人嫌悪の政策を支持する政党は、政治目的および選挙目的でこれら 2 つの要素を悪用している。アメリカの政治学者サミュエル・ハンチントンが提唱した西欧とイスラム世界の不可避な文明の衝突の理論に具体化されているこれら偏見の知的検証は、イスラム嫌悪を理論的、思想的に正当化させる試みである。しかし、ヨーロッパのキリスト教の遺産を欧州憲法草案で言及することへの拒否や、トルコの EU 排除を支持する反イスラム議論に対する一部の欧州政治指導者の反対は、何よりも、歴史は予め決められていないことを、そして一部のヨーロッパ人は宗教としてのイスラムとの対立という考え方を受け付けず、新しいヨーロッパの民族的、文化的、宗教的多元性を認識しはじめていることを示している。

18. テロとの戦いが支配的な国際的背景の中、アラブおよびムスリムの人々の世界における状況は、3 つの視点、すなわち安全の角度よりのイスラム封じ込め、礼拝場所の監視、ムスリムへの疑念から見るることができる。2 つの進展は、イスラムへの疑惑と追放の傾向を説明している。ロンドンの自爆事件の後、英国では、政府が、ムスリム・コミュニティをイスラム嫌悪から守ることと、“過激派”に関する情報を収集するという二重の役割をもつ特殊ブランチ・ユニットの設置を構想したと伝えられている。後者の役割はイスラム寺院の監視だけではなく、ムスリム・コミュニティの危険な個人や過激派に関する情報収集も伴う。ムスリムの礼拝場所や文化センターは、宗教表現の場所だけではなく、将来のテロリストの温床であり、それゆえ厳重な監視下におかなくてはならないと見なされている。この安全を中心に据えた方法は、ムスリム・コミュニティと宗教組織の監視のための軍事および安全保障上の援助は、経済開発援助、さらには民主主義と人権の尊重よりも優先されるという点で、国際的に幅をきかせている。この方法がもたらすとりわけ深刻な帰結は、アフリカ、中東、アジアを中心に、ムスリム社会やムスリム国、あるいはムスリム・マイノリティをもつ国においてますます深まる対立である。それは、一つの宗教とその支持者に向けられる疑念と監視の敵対的な風潮の始まりだけではなく、宗教色をもつ内部の緊張や紛争の解決方法が、極端に安全指向で抑圧的な方法に取って代わられたことにもよる。この憂慮すべき成り行きは、2001 年 9 月 11 日以降、徐々に出現してきた暴力的でしばしば武力を伴う衝突の出現により説明される。その例として、軍隊とイスラム組織あるいは自らをイスラムと名乗る集団との衝突が挙げられる。政治的目的のために抑圧的政権に上手く利用されているイスラム嫌悪は、このように民主主義と人権尊重の侵食に実質的に貢献している。

19. とりわけ、民主主義と人権尊重の侵食の例として、テロの容疑でひそかに拘留されている人を、テロリズムを行っている国に強制退去させる“引き渡し”の広範囲な慣行や、非人道的で品位を貶める取り扱いに関して最近暴露された事件があげられる。メディアと人権団体は一

致して、これら慣行の被害者は主にムスリムやアラブ人であると報じていることは意味深い。この慣行はまた、関係する国や政治システムは、非宗教、クリスチャン、ムスリムとさまざまであるという点において、イスラム嫌悪の安全の構成要素は国際的になったことを示している。この展開は、イスラム嫌悪はその本質において、宗教よりも政治および思想性を帯びているという重要な点を裏付けている。

20. アラブ人とムスリムの置かれている状況の悪化と、イスラムとテロリズムの同一視との密接な関係は、最近の多数の出来事に共通して貫かれている。そのため、2005年7月7日のロンドン爆破事件の後、人種主義と外国人嫌悪の欧州監視センターは、ほぼすべての欧州諸国および英国において、ムスリム・コミュニティに対する敵対的な事件数がほぼ瞬間的に上昇したことを記録した。攻撃後の5週間、ロンドン警察の記録は、暴力行為や敵対的行為が前年同時期より上回った。この暴力は主に英国人のムスリムや、外見上ムスリムらしき人あるいはモスリムの服装をしている人に向けられた。礼拝場所と文化センターも攻撃された。

21. セヴィルのセミナーに多数のスペイン人が参加したことは、イスラム嫌悪はスペインにおいて2001年9月11日以降一層際立つようになってきたことを示している。スペインのラジオ局カテナ・コープの番組を含み多数の事例が引き合いに出された。北アフリカ出身の人びとに対する人種的偏見は北アフリカからの不法労働者の問題と結びついているし、歴史的ルーツもある(スペイン内戦でフランコ軍が使ったモロッコ人の部隊)。それにもかかわらず、特別報告者はすでに、イスラム嫌悪への反対を示す2つの明確な兆候に留意していた。すなわち、他の国とは異なり、2003年(訳注:正しくは2004年)のマドリードの列車爆破事件の後、イスラムやムスリムに対する広範な市民の反発が全般的になかったことと、大半は北アフリカのムスリムである不法移住労働者の状況を正式なものにするよう求める最近の市民運動である。

22. アラブ人の悪化する状況は、オーストラリアにおける最近の出来事でも説明される。2005年12月11日、白人のオーストラリア青年の一団が、シドニーの一地区で、アラブ人やレバノン人と思しき人びとを組織的に襲撃した。若いレバノン人と安全監視員の激論が口火になったと思えるこの事件は、あからさまな人種主義と外国人嫌悪の様相を帯びていたというのが、一般的な見方であり、とりわけオーストラリアのメディアの見解であった。襲撃者の多くは、人種主義的な暴言を浴びせ、「民族浄化隊」「我々はここで育った、おまえたちはここへ来た」あるいは「ウォグ(アングロサクソン系ではない移民への軽蔑的な呼称)禁止区域」などのスローガンを胸に書いたTシャツを着ていた。多くの観察者は、この人種主義と外国人嫌悪の暴発を、単に、これまで長年欧州からの移民を優遇してきたが、今や押し寄せるアジア系やその他非白人の移民を同化しつつある社会の民族的多様性への抵抗だけではなく、反テロリスト法やメディアおよび世論にある「ムスリム狂信者の攻撃」の恐れを焚きつけたキャンペーンのせいであると考えている。

### III. デンマークの新聞に掲載された預言者ムハンマドの漫画

23. 広く言えばアラブおよびムスリム人口をとりまく状況の悪化、具体的にはイスラム嫌悪が最も深刻に現われたのは、デンマークの新聞ユランス・ポステンが預言者ムハンマドの風刺画を掲載したことである。2005年9月30日、同紙は預言者ムハンマドの12の風刺画を掲載し

た。一つは預言者が火のついた導火線がついた爆弾形のターバンを巻いているものであった。別の一つは、預言者を手榴弾を手にした悪魔として描いていたし、もう一つは、天国で自爆攻撃者に若い女性を捧げる預言者の姿を描いていた。この事件はイスラム嫌悪の再来を裏付ける3つの不安な潮流を体現している。時機、意図、対象読者の点において、これら風刺画の掲載は宗教の誹謗中傷がどの程度までわい小化されてきたのかを示している。なぜなら、デンマークの漫画家はムスリム原理主義者が恐いために、ムハンマドの人物紹介ができないという根拠のない伝聞に対抗して、新聞社が主催したコンテストの出展作品だったからだ。このように、コンテストの本来の意図は、ある特定のグループ、すなわち、自己規制の風潮の生みの親と疑われているムスリム原理主義者に挑戦をして反対を表明することであった。子どもたちが人物紹介の読み手として意図されていたという事実は、繊細で影響を受けやすい年齢層の対宗教観を形成したいという願望を示している。掲載記事の人物紹介的な性質は、虚構ではなく等身大の預言者の姿を伝えようとする意図を表している。これら風刺画を全体的に支配しているテーマはイスラムをテロリズムと結びつけることである。自爆攻撃者に性的にせまる乙女を描いた漫画は、西欧のイスラム嫌悪の言い古された言葉、すなわち、性的に墮落したイスラム教と預言者の集まり、を思い起こさせる。かくして風刺画はイスラム教を明確に誹謗中傷している。

24. デンマーク政府の当初の反応<sup>1</sup> すなわち、表現の自由を尊重して、風刺画の内容と公表に関して公式なスタンスをとることを拒否し、ムスリム諸国の使節の受け入れを拒否した - は、政治レベルでのイスラム嫌悪のわい小化だけではなく、事件が結果的に証明しているように、イスラム嫌悪の発現と表現の国内および国際的インパクトへの政治家の中心的関与を浮き彫りにした。法的には、市民的および政治的権利に関する国際規約の締約国の政府は、宗教の自由と意見・表現の自由との関係を扱う3つの条文；すなわち、公共安全と秩序あるいは他者の基本的権利と自由を守るために必要な制限を条件とした上での宗教の自由を守る第18条（第18条パラ3）“他者の権利あるいは名声の尊重”など特定の制限を条件とした上での表現と意見の自由を守る第19条（19条パラ3(a)）、そして、差別、敵意あるいは暴力の煽動になる民族的、人種的あるいは宗教的憎悪の唱道は法律で禁止されなくてはならないとした第20条に拘束されている。これら条文に具現されている基本原理は、あらゆる自由と権利は他者と他者の権利の尊重に制限されるということであり、それはすべての法制度を支えている。そのため、法律的に言えば、そしてその国際公約を考慮すれば、デンマーク政府は表現の自由を尊重する一方で、同時に、風刺画がデンマークに住む20万人のムスリムの権利と自由および社会秩序の保護にもたらす結末に関するその見解を述べておくことができたはずだ。

25. 政治的にそして国際関係のモラルの見地から、デンマーク政府は、宗教の誹謗中傷、とりわけイスラム嫌悪だけではなく反ユダヤ主義およびキリスト教嫌悪の憂慮すべき復活を背景にして、同政府が宗教的不寛容や宗教的憎悪の煽動と闘い、宗教的調和を唱える中で通常見せている献身と警戒を見せることを怠った。国連事務総長が最近開始した“文明の協調”のイニシアチブに、意味、正当性そして適時性を与えているのはまさしくこの価値観である。

#### A. 政治的・思想的文脈

26. 特別報告者は、風刺画の掲載に対するデンマーク国内の政治および思想の背景と、デンマーク政府の態度に疑問をもたざるをえない。まず、2005年12月8日、政府は、デンマークの



市民権取得の規準にさらに制限を加えることで極右のデンマーク国民党との協定に署名した。これは、入国管理政策がヨーロッパで最も厳しい部類に入るとみなされ、極右政党が議会の議席の 13 パーセントを占めている国でのことである。党の広報担当官であるソレン・クラルブは、「現代のムスリムの移住は、ちょうど 1400 年前にムスリムがやったように、我々を征服しようとする道である」と言った。2005 年 12 月 11 日付のルモンド紙によれば、あるイマーム（導師）が、スカーフを被るムスリム女性とマンジ（卍）を見せびらかせてバイクに乗る人との比較を議会の発言で行ったデンマーク国民党の代議員の不信任を求めた。あらゆる報告の中で、特別報告者は、人種主義、人種差別、外国人嫌悪のわい小化の根本原因の一つ、すなわち、伝統的に民主的な政党の政治綱領に極右の人種主義や外国人嫌悪の骨格がますます顕になっているという事実に人権委員会と国連総会の注意を促した。

27. 特別報告者は、この報告を完成させる頃、関係新聞各社とデンマーク政府の立場が変わったことに気付いた。1 月 30 日月曜日、編集長は、風刺画を掲載したこと、これを彼は“自制された”と言いつづけているが、に対してではなく、ムスリムの“感情を損なった”ことに対して、彼の“詫び”を示した。しかし、その後、多くのヨーロッパ諸国におけるこの風刺画の転載は、それらがムスリム世界で起こした強い感情表現にもかかわらず、表現の自由の正当な保護に関する議論のみならず、サミュエル・ハンチントンの文明の衝突の理論を支持する傾向にある。ユランズ・ポステン紙が感情を害したことに謝罪をしたその時にそれら風刺画を再び掲載したことで、これら新聞各紙は、風刺画に反対を唱えた国内および国外のムスリムとの対話よりも対立を選ぶという信号を送った。

28. これら新聞による無制限な表現の自由の非妥協的な擁護は、表現の自由と宗教の自由の適切な均衡を求める国際規準、とりわけ、市民的および政治的権利に関する国際規約などの基本的な国際人権文書において、国連の全加盟国が支持した宗教的および人種的憎悪の煽動の禁止と一致しない。新聞のスタンスは、宗教的信条と当該コミュニティの強い感情への思いやりや理解の決定的な欠如を示している。これら新聞の態度は、とりわけ 9 月 11 日の悲劇的事件以降、イスラム教をテロリストと混同した一部メディアの責任について行われてきた批判を裏付ける。それは、世界中、とりわけそれらメディアの存在する国において、イスラム嫌悪を復活させた主要な原動力であった。デンマークの新聞の風刺画に向けられた批判の中央に横たわるのはまさにこの混同であった。さらに憂慮すべきことに、風刺画の掲載が火付け役になった議論は、一部の知識人、メディア、政治家の間に、文化と文明の衝突のレトリックが出現してきたことを露にした。それは、世界を、表現の自由を擁護する非宗教で、民主的で文明化された国々と、宗教の自由と社会における宗教の立場を大事に守っている蒙昧で退化した後進の国々に二分している。こうして議論は、「私たち」の価値と「彼ら」の価値の和解しがたい衝突へと低下した。デンマークの新聞の風刺画と同じ風刺の精神に基づく論法、すなわち、西欧を前者の部類とし、ムスリム諸国を後者の部類と定め、2 つの敵対する世界、文化、文明を対立させる論法は、欧米におけるこの問題に関する政治的意見や個人の意見の多様性を覆い隠すだけでなく、さらに重要なこととして、それぞれの国にあるムスリム社会の規模が示しているように、西欧諸国に深く根を下ろした多文化主義を見えなくさせている。ユダヤ教やキリスト教のコミュニティのリーダーが行った風刺画に対する批判は、第一に、風刺画が、すべての宗教を冒瀆する傾向が高まりつつあること、そして宗教そのものと宗教的慣行への不寛容な思想的風土が広まりつつあることを実証しているという深い認識があることを示している。第二に、彼らの

反応は、風刺画が刺激するかもしれない宗教間の衝突の可能性に最も効果的に対応する方法である。彼らの典型的な反応は、現代のイスラム嫌悪は、反シオニズムやキリスト教嫌悪と同じように、宗教的現象よりも、政治的で思想的事実であることを裏付けている。特別報告者は、欧州宗教指導者協議会の声明と同調した諸宗教の指導者たちの反応について、満足をもって言及する。2 声明はすべての宗教指導者たちに、神の名のもと行われる暴力とテロ行為を拒否して停止させるために最大限の努力を払うように求めると共に、神の冒瀆を目的とした表現の自由の誤用を非難し、個人や集団に及ぼす有害な影響を考えるとなくそれを行えば、この表現の自由の侵害にあたりと指摘した。

29. 最後に、特別報告者は、風刺画の掲載に続いて起きた暴力、とりわけ、風刺画と関係がなく、その国籍だけで簡単に標的にされた人びとへの脅しや攻撃、そして外交代表団への攻撃を遺憾に思う。同じく、特別報告者は、バイルートのカトリック教会など、その他の宗教の礼拝場所に対する暴力を遺憾に思う。それは無礼な行為であり、他の宗教コミュニティへの攻撃に相当する。そのような行動は宗教の誹謗中傷との闘いを弱めるだけである。

## B. デンマークおよびノルウェー政府の立場

30. 2006年1月31日デンマーク外務省が出した記者声明で、デンマーク首相は、個人的にはこのような方法で宗教上のシンボルを描くことは絶対にしないと強調した。宗教あるいは信仰の自由に関する特別報告者と共に、本特別報告者は、2005年11月25日、市民的および政治的権利に関する国際規約の観点より、ユランス・ポステン紙の預言者ムハンマドの風刺画掲載について事実とその見解を明らかにするよう求めた共同書簡を出した。2006年1月24日付けの返答は、3つの点に的を絞っていた。事実に関して、政府は、ユランス・ポステン紙は2005年9月30日に預言者ムハンマドの風刺画12点を掲載したことを確認した。法的立場に関しては、9月30日に新聞社の受付が受け取った殺しの脅しに関係して、一人の人間が訴追されたこと、そして、風刺画掲載の後、電話とEメールによる4つの脅迫に関して警察が調査中であることが報告された。一方、地方検察官は、ある民間の協会がユランス・ポステン紙を相手どって申し立てた苦情への調査を、「国家が起訴すべき刑事犯罪が行われたという合理的な嫌疑」がないことを理由に打ち切った。

31. 政府の立場に関して、その返書は、首相が2006年1月1日に行った新年度の挨拶を引用した。その中で、風刺画の掲載に直接言及することなく、首相は、宗教や民族的背景を基本に、人々の集団を悪者扱いしようとするあらゆる表現、行動あるいは表示に対して明確に強く非難し、相互の尊重と理解において行使されるデンマークの表現の自由の長い歴史を概略的に述べた。返書は次ぎにこう述べた：「表現の自由は絶対的である。交渉の余地はない。しかし、我々はすべて、憎悪を刺激せず、デンマーク社会の分裂を招かないような方法で言論の自由を施行する責任がある」。それは、外務大臣があるデンマークの新聞に、宗教間の軽視を警告する記事を書いたと述べている。返書は2005年9月7日に難民・移民・統合大臣が宗教の信教の自由、イスラム教徒デンマーク人の統合、そしてデンマーク政府とムスリム代表との間の継続的な対話を強調しながら行った発言を引用している。また、ムスリムコミュニティとの対話、全国民族的マイノリティ協議会と地域統合評議会の任務と会員と活動、そしてダーバン行動計画を基にした「平等な処遇と多様性を促進し、人種主義と闘うための行動計画」に関する情報も提供

されている。人種差別撤廃委員会へのデンマークの第 16・17 回定期報告はその返書に同封されていた。

32. ノルウェイの新聞にデンマークの風刺画が掲載された後、在サウジ・アラビアのノルウェイ大使は 2006 年 1 月 25 日に同政府の立場を発表した。その声明のタイトルは、“ノルウェイ誌の預言者ムハンマドの侮辱的な風刺画掲載に関する声明”であり、風刺画に対するノルウェイの見解をすぐさま明確にした。声明は、人はすべて自らの宗教を尊重する権利を有することを断言し、風刺画は侮辱的と見なされたという事実を理解していることを表明し、「これら風刺画のような表現は、異なる信念と民族的背景をもつ人びとの間の信頼を築く上で助けにならない。それどころか、不信と対立を助長する。この事件は残念であり遺憾である」ことを明確にしている。大使は、表現の自由は憲法が保障する権利であり、ノルウェイ社会の主要な柱であり、他者の意見の寛容を伴うと述べた。ノルウェイ政府は、宗教あるいは民族的背景を基に他者への侮辱を表現する行動や発言を非難している。

#### IV. 結論と勧告

33. 2001 年 9 月 11 日の出来事に続き、世界中において全般的に悪化しつつあるアラブ人およびムスリムの人びとの状況と、イスラム嫌悪の高まりは、デンマークの新聞が掲載した預言者ムハンマドの風刺画に象徴されるように、以下に挙げる根本的原因に起因すると思われる：

- 宗教的要素より優先する政治的および思想的考慮
- 全般的に高まる宗教の誹謗中傷と、イスラムと暴力およびテロリズムとの著しい混同
- 民族、文化、とりわけ宗教の徹底した多文化性に適応するためのアイデンティティ再構築の世界的危機
- 国際法、とりわけ、人権や人種主義および差別との闘いに関する国際文書の、宗教問題における不適切さ

したがって、特別報告者は以下の一般的勧告を策定した。

34. 最近イスラム嫌悪が最も深刻に起きた国々は次ぎの特徴を共通に有している：イスラム教に対する根深く歴史的な敵意、極右政党の政治・思想および選挙における大衆支持と政府への参画、民主的政党の政治綱領における人種的で外国人を嫌悪する要綱の重要性、そして政治リーダー側での人種主義とイスラム嫌悪と闘う意思の欠如。

35. したがって、特別報告者は人権委員会が加盟国政府に、あらゆる形態の宗教の誹謗中傷と闘う確固とした政治意思を表明して、実証し、2001 年 9 月 11 日に続く思想的風潮の中、イスラム嫌悪の急激な高まりに対処する行動をとるよう求めることを勧告する。

36. 特別報告者はさらに、人権委員会が加盟国政府に平和的対話を促し、コミュニティ間の宗教的緊張を解決する上で、あらゆる形態の暴力と対立を非難するよう要請することを勧告する。宗教問題に関するすべての意見の相違は、平和的で建設的対話を通して解決されるべきである。

## 宗教の誹謗中傷に関する勧告

37. 特別報告者は、委員会が加盟国の注意をイスラム嫌悪の高まりと、宗教の誹謗中傷、とりわけ反シオニズム、キリスト教嫌悪およびヒンドゥ教、仏教、伝統的アフリカ、アメリカインディアンおよびアジアの宗教などその他の精神的伝統への誹謗中傷の全般的な増加との間のつながりに、引きつけるよう勧告する。したがって、特別報告者は、委員会が特別報告者に宗教の誹謗中傷のすべての発現に関して、その時点でのイスラム嫌悪の強度と深刻さを強調しながら、定期的に報告するよう求めるよう促す。

## イスラム教と暴力およびテロリズムの混同に関する勧告

38. 特別報告者は、委員会が加盟国に、市民的および政治的権利に関する国際規約第 18、19、20 条の精神をもって、イスラム教を暴力とテロリズムと甚だしく混同しようとするあらゆる企てと闘い、制裁措置をとるよう求める。

## イスラム嫌悪と多文化主義の関係に関する勧告

39. 特別報告者は、委員会が加盟国に、それぞれの社会の多文化的な性質、とりわけ宗教の世界における多文化的な性質を、確認、尊重、促進することにより、広くはあらゆる形態の差別、特定的にはイスラム嫌悪と闘うことに集中するよう求めるべきであると勧告する。それを彼が前回の報告書で提案したように、2 つの基本的な形態の文化と宗教間の対話を通して、すなわち、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約第 7 条のように、相互の宗教および文化的伝統の掘り下げた知識の促進をとりわけ教育と情報により行うことと、異なるコミュニティとそれぞれの文化および宗教上の伝統間の相互作用と知識交流を、政治的、社会的、文化的イニシアチブを通して促進することである。コミュニティ間の対話、発見、相互作用は価値体系や信条にも適用されるべきである。

40. 特別報告者は、委員会が加盟国に、国際人権文書、とりわけ、市民的および政治的権利に関する国際規約（特に、第 18、19、20 条）、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約、そしてあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、に基づく約束と義務を想起させるべきであり、すべての関係条約機関に、表現の自由、宗教の自由そして非差別に関する既存の規準の解釈の問題を審議して、その目的のために追加の基準が必要かどうかを考察するよう奨めるべきであると勧告する。

41. 特別報告者は、委員会が、宗教の誹謗中傷に関する彼の以前の報告(E/CN.4/2005/18/Add.4)に盛り込まれた勧告を念頭に置くよう勧告する。

## 付記

1. デンマークの立場におけるその後の変更に関しては以下を参照（デンマークとノルウェー政府の立場）
2. 宗教リーダー欧州評議会執行委員会の声明 2006 年 2 月 6 日